

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 北、打海 電話 681-5791)

件 名	消防設備点検業務委託（中央卸売市場第二市場）
契約期間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契約条件	<p>京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という）における消防設備点検業務は、京都市契約事務規則及び委託契約書によるもののほかは、すべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的 消防設備の機能を点検し、法的に求められている性能を維持することを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、この契約においては、第二市場に所属する職員をいう。</p> <p>第3 委託の対象とその範囲 別紙の「点検対象設備」に対し、消防法第17条の3の3に基づく機器点検（年2回）及び総合点検（年1回）を実施する。</p> <p>第4 業務の実施要領</p> <ol style="list-style-type: none">業務の実施に際しては、事前に監督員と十分な打合せを行うこと。また、点検時も、市場運営に支障のないよう十分な注意を払い実施する。業務の実施に必要な免状を有したものが行うこととし、免状の写しを報告書に添付すること。点検業務<ol style="list-style-type: none">点検は、9月及び3月の2回実施することとし、原則として休場日となっている水曜日の9時～17時の間に行う。ただし、詳細日程については協議のうえ決定する。9月は機器点検、3月は機器点検及び総合点検を実施すること。総合点検のうち非常用発電設備の負荷運転試験は、第二市場の定期停電日に実施するため、発注者が別に指定する日時に行うこと（1～2月を予定）。非常用発電設備の負荷運転試験に必要な負荷は発注者が用意する。感知器によって作動する防火戸、防火シャッターについては、感知器の点

検の際に動作を確認すること（復旧を含む）。

- 4 原則として、室内設置物は移動させないこと。やむを得ず移動させる場合は、作業後、元通りとすること。
- 5 作業前後に道具、工具等の数量を確認し、置き忘れがないようすること。

第5 衛生管理

1 第二市場は3足制である。次のとおり履物を変えること。

- (1) 外部から下足場 下履き
- (2) 建物内 上履き
- (3) と畜関係諸室 白長靴

2 と畜関係諸室での作業は次によること。

- (1) ヘルメットとヘルメットの下にヘアーキャップを着用すること。
- (2) 枝肉が保管されている室で作業する場合はマスク・白衣を着用すること。
- (3) クリーンゾーンとして運用している部分（床が緑色塗装された部分）に入室する場合は、サニタリー入口に設置されているエアシャワーを通過すること。

第6 負担区分

発注者は、次のものを負担する。業務の実施に必要なこれ以外のものは受注者の負担とする。

- 1 水光熱費（ただし、受注者は節水、節電に努めること）
- 2 ヘアーキャップ
- 3 白長靴、白衣（貸与、ただし、著しく汚損した場合は洗濯等により綺麗な状態で返却すること）

第7 安全管理

業務における安全管理は、受注者の責務とする。

第8 提出書類

受注者は、次の書類を提出すること。

- ・ 代金内訳書
- ・ 報告書（業務の実施に必要な免状の写しを含む）
9月の点検報告書は1部、3月の点検報告書は3部提出すること。
- ・ 完了届

なお、代金内訳書は契約後速やかに、その他は実施後速やかに提出すること。

第9 委託料の支払方法

受注者から提出された代金内訳書に基づき、9月及び3月の点検毎に必要な報告書を受領した後に支払う。

第10 其他の事項

- 1 発注者が点検対象設備の更新を行った場合、その後の業務内容については発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- 2 市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、発注者と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。
- 3 業務の実施等により発生する細部の事項は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。